

平成 27 年 11 月

再生エネ電源の電力受給に使用する計量器の取扱い変更について

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、再生可能エネルギー固定価格買取制度にもとづき太陽光発電設備等の再生可能エネルギー電源で発電した電気を当社へ販売する際に使用する計量器（以下、「売電用メーター」と言います。）については、お客さまに設置・管理をお願いして参りましたが、平成 28 年 4 月から当社が設置・管理することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 取扱いの変更内容

平成 28 年 4 月以降、お客さまから、売電用メーターの取付けに必要となる費用（メーター本体の費用を含みます）を申し受けたうえで、当社が設置・管理を行うことといたします。

なお、低圧で系統連系のご契約については、原則双方向計量機能^{※1}付のスマートメーターを設置します。発電設備が連系しない場合と発電設備が連系する場合とを比較して、費用が増加する場合は、所定の金額を申し受けます。

※ 当社からお客さまへの供給電力量とお客さまから当社への売電電力量を計量できる機能。

○ 売電用メーターの取扱い変更内容

	これまで	平成 28 年 4 月以降
新規契約	お客さまによる設置・管理	当社による設置・管理 (費用はお客さま負担)
既存契約の 検定有効期間満了時	お客さまによる取替え	当社による設置・管理 (費用はお客さま負担 [※])

※ 低圧で連系中のご契約は、取替費用を申し受けませんが、お客さま持ちの売電用メーターは、お客さまにて撤去をお願いいたします。

2. 取扱いの変更時期

・ 新規契約：平成 28 年 4 月 1 日以降の契約申込み受付分[※]

・ 既存契約：売電用メーターの検定有効期間満了が平成 28 年 4 月以降のご契約

検定有効期間満了に合わせて順次変更いたします。なお、低圧の場合は、売電用メーターとお客さまが電気を購入する際に使用する計量器（以下、「買電用メーター」と言います。）のどちらかが、平成 28 年 4 月以降の検定有効期間満了を迎える時期に、スマートメーターの取付けを実施いたします。

※接続検討をお申込みいただき、当社からの回答前に契約申込みを提出（同時申込み）されている場合には、接続検討回答後に「意思表明書」を当社が受付する日を基準といたします。

3. ご留意事項

・ 2 に該当するお客さまは、お客さま自身による売電用メーターの準備が不要です。

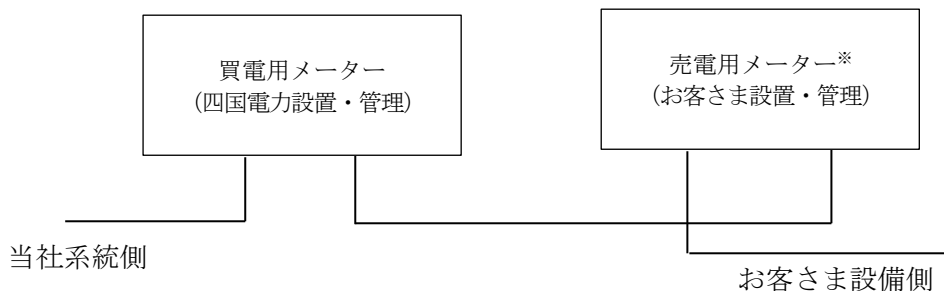
・ 新規お申込みで平成 28 年 3 月 31 日までに契約申込み受付となるお客さまは、これまでどおり、お客さまにて売電用メーターをご準備ください。

・ 既存契約で平成 28 年 3 月までに検定有効期間が満了する売電用メーターをご使用中のお客さまは、これまでどおり検定有効期間満了までにお客さまにて売電用メーターをお取替えください。

・ 売電用メーターの設置要否ならびに費用負担等についてご不明な場合は、お近くの四国電力へお問い合わせください。

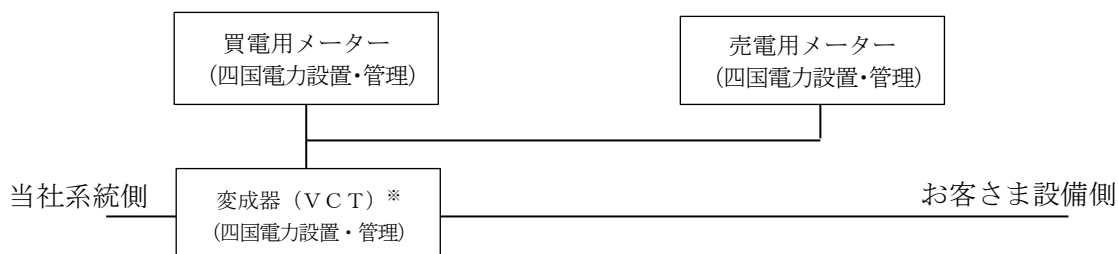
<参考：平成 28 年 4 月 1 日以降の売電用メーターの取扱いについて>

○ 現在 [全電圧共通]



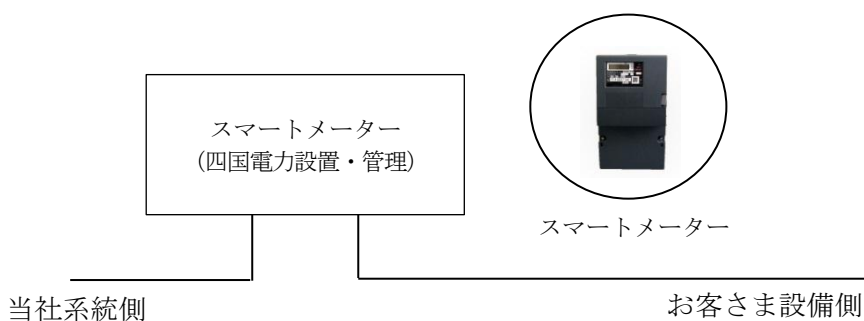
※ 変成器 (VCT等) もお客さまにて設置・管理。

○ 平成 28 年 4 月 1 日以降の契約申込受付分 [高圧以上]



※ 変成器 (VCT) は、買電用メーターと共用とし、当社にて設置・管理。

○ 平成 28 年 4 月 1 日以降の契約申込受付分 [低圧]



【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お近くの当社事業所までお問い合わせください。

[徳島] 0120-564-552

[高知] 0120-410-430

[愛媛] 0120-410-452

[香川] 0120-410-761

※電話受付時間：平日（月～金）8：40～17：20 [祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。]